

つわぶき後援会会則

第1章 総則

第1条 本会は、つわぶき後援会と称する。

第2条 本会は、島根県立大学出雲キャンパスに在学する学生の福利厚生の充実及び教育振興に寄与することを目的とする。

第2章 事業

第3条 本会は、第2条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 学生の福利厚生に関する事業の支援
- (2) 教育設備等の充実を図るための支援
- (3) その他本会の目的を達成するための必要な事業

第3章 会員

第4条 本会を組織する会員は、島根県立大学出雲キャンパスに在学する学生の保護者または保証人とする。

第4章 役員

第5条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 理 事 若干名（うち1名を常任理事とする。）
- (4) 監 事 2名

第6条 役員の任務は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、会務を掌理し、必要あるときは役員会を招集する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その任務を代理する。
- (3) 理事は、重要事項を審議し、本会の事業を企画執行する。
- (4) 監事は、年1回以上会計監査を行い、これを総会に報告しなければならない。

第7条 役員の選出方法は、次のとおりとする。

- (1) 理事及び監事は、会員の中から互選する。
ただし、常任理事は島根県立大学出雲キャンパス事務室長をもって充てる。
- (2) 会長及び副会長は、理事の中から互選する。

第8条 役員の任期は、次のとおりとする。

- (1) 看護栄養学部に係る役員については4年
- (2) 別科助産学専攻に係る役員については1年

第9条 欠員補充によって就任した役員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 役員は、任期満了後でも後任者の決定するまでは、前条の規定にかかわらずその業務を執行するものとする。

第10条 役員会は、定例役員会と臨時役員会とする。

- (1) 定例役員会は、毎年1回3月に開催する。
 - (2) 臨時役員会は、緊急に重要事項を審議する必要がある場合に開催する。
- 2 役員会は、下記の事項について審議する。
 - (1) 総会に付議する事項
 - (2) その他重要な事項
 - 3 本来総会で決定すべき事項で、緊急を要するものについては、役員会が総会の権限を代行し、次の総会に報告するものとする。
 - 4 役員会は、役員の過半数の出席をもって成立する。
 - 5 役員会の議長は、会長がこれを務める。
 - 6 役員会の議決は、出席役員の過半数の同意をもってこれを決する。

第5章 総会

第11条 総会は会員の過半数の出席をもって成立する。ただし、委任状を提出した者は出席者とみなす。

- 2 総会は、下記の事項について審議する。
 - (1) 歳入・歳出予算の議決及び決算の承認
 - (2) 役員の改選
 - (3) 会則の変更
 - (4) その他重要な事項

第12条 総会は、定例総会と臨時総会とする。

- 2 定例総会は、毎年1回4月に開催する。
- 3 臨時総会は、役員会で必要と認めたときに開催する。

第13条 総会の議長は、会長がこれを務める。

第14条 会議の議決は、出席会員の過半数の同意をもってこれを決する。

第6章 会計

第15条 本会の経費は、会費・寄付金及びその他の収入をもって充てる。

- 2 会員の会費は、看護栄養学部及び別科助産学専攻の学生については入会金30,000円、年会費20,000円、大学院の学生については入会金7,500円、年会費5,000円とし、毎年度4月末日までに納付するものとする。
- 3 一旦納付した会費は、返戻しない。

第16条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日をもって終わる。

第7章 事務局

第17条 本会の事務を掌理するため事務局を置く。

- 2 事務局は、島根県立大学出雲キャンパス内に置く。
- 3 事務局に、事務長1名、書記若干名を置く。
- 4 事務長、書記は、本会の会長が委嘱する。

附 則

- 1 この会則は、平成7年4月17日から施行する。
- 2 平成7年度における役員選出については、第5条の規定にかかわらず、会長1名、副会長1名、理事3名、監事1名とし、第7条第2号の規定にかかわらず、総会において選出するものとする。
- 3 平成7年度における会計年度については、第16条の規定にかかわらず、平成7年4月17日から始まるものとする。

附 則

この会則は、平成10年4月8日から施行する。

附 則

この会則は、平成19年4月4日から施行する。

附 則

この会則は、平成21年4月4日から施行する。

附 則

この会則は、平成22年4月4日から施行する。

附 則

この会則は、平成24年4月4日から施行する。

附 則

この会則は、平成26年4月4日から施行する。

附 則

この会則は、平成27年4月4日から施行する。

附 則

この会則は、平成28年4月4日から施行する。

附 則

この会則は、平成30年4月4日から施行する。

附 則

この会則は、令和3年4月4日から施行する。